



御文章寫

9
1351

五
神
三



門口七
羅 1.351
卷



元和年中



之和上有十七度長年中可成

神君駿城文

入頃江戶

神田駿籠町壹百拾陸地

三河屋幸三郎

所成有之

還所後

大所臺様

進所文



鳥居氏之字多幸慈而位高得拜見
字多幸秘書不教他見者也

寬永子春

神田駿籠町壹百拾陸地
三河屋幸三郎

一 兼中入のすらく日浦へ暖室にぬるる言へ
能くその由程いらく世事義事も是れぬるや
兼中入のすらく日浦へ暖室にぬるる言へ
何れはあまのいぢり世法を後入たのふりや
能く表つて世法をのこ入る

一 竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り
竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り
竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り
竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り
竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り
竹玉子の御主人悦ひ入るまは先んて代り

一 國事一辨解の御後物もあはれしき事ゆへ

甚し方別業ひしものうらなぬ事とまはれぬ事
中入り能く名は生るぬるぬる

一 幼少の利教はとてまはれぬ事とまはれぬ事
成人の後氣揚家伝とのうらなぬ事とまはれぬ事
まぬよのうらぬ事とまはれぬ事とまはれぬ事
この六指のまはれぬ事とまはれぬ事とまはれぬ事
物を身もまはれぬ事とまはれぬ事とまはれぬ事
まぬよのうらぬ事とまはれぬ事とまはれぬ事
のは付次事と外へぬ事とまはれぬ事とまはれぬ事

紙中よりとて先二葉を貝割の節の人の産生に因り
事取随分長育致し一葉二三年とたち枝葉多く如
長派本致由れ如く法は其の由も悪む枝を先と出る
よきとて入致るゝ成木の後由れ終りあり
中の一も其通四のやうに派木の人の附寄る悪む枝の
前後に育ちあはれに致し一は後直に終りし一葉中の初
めは育ちよき致す終りし一葉前後に育ちよき如く
悪む果見致るゝと我佐の悪枝斗り育ちよき本木の
をり事を由りしよき果は今以後出する事有るゝ一葉出生

の長年若くし子供終りし一葉とて育ちよき
もれ終りし氣のほゆる葉は致すせは氣佐よ育ちよ
けよめて育ちよき一葉とて育ちよき果は初歩の長派法は緩
やよ控む親に致す事と不ぬんあくめは是れ一葉は
付ゆりし中訳りし如く親子の辛みの如く如く一葉
度中して育ちよき一葉とて育ちよき果は初歩の長派法は
まよし中して育ちよき一葉とて育ちよき果は初歩の長派法は
儀化法終りし中訳りし如く親子の辛みの如く如く一葉
前後の事ハ我佐強あゆりし一葉とて育ちよき果は初歩の長派法は

兼重前出方良毎度あつていふ可又まはかばか致さぬ
この一途く申させらるゝ隠高なりと申す言中のみま
親御らしくぬる事候しみ能知少く親の孝行は候る
事申す中にも小名との遠近は志の中申候能知
小中事事一申させ事候る親の志内は候し一申すも
親の候ぬ時良ぬり家信申候國親共いふりの古も多
かこの危角なり側なるは守の者事一孝行一未命一申
慈悲と掛る事家信申候少く申す事自持候此掛
りく此の事候長く申事候定り申す事候長

るこの候候し申事候一のり一能知少の良安部
大花毎度申させらるゝ候し候は申候候一申す
母理の事も無き事候一正道の若め申候事候一
まはらの用立候よめ申候危角上候何の事候一
慈悲とけ具負候ん候と申す事候一申す事候
えん得申す候方長あつての大なる候は候し
あつて大なる候る候危角申候少く候のめら候
この申す事候一申す事候一申す事候一申す事候
人候候し申身候一申候外候

一 我位にて終家位預重の時事交らばもきまふ
 身一家位にて親戚忘れぬ親より見かたし
 身二親類よりいと申せ
 身三朋友よりいとまれ

身四は侍よりのかうとまれ

身五我身の事とくく重親計しん

女め之束の色ぬりしつら身にて身証しん天道とくくみんと
 眼の後きかしく心私くくおまき初少く物交
 は自由おぬぬの結く心切戸交めせる

一 大名の惣領を格別な男よりかたはは若は換よん切
 以銀為くゆ夢育命の時主人とくぬぬとくく
 中寄り惣領の男の沈黙活の家ノ乱の事

一 切少の良き交大換ね替き者れ下の業ひすねぬぬ
 心切中事交を余り切よかこたたるも却る下乃
 情もくく慈悲の心持くぬやのたくの抱ひぬ
 あくの名存の交或る大名家筋家柄の事を茶の
 家味左のぬれ付の代りて善代者付の良手柄付
 の良言名士波の子孫を吐波るゆ切少く家中

の者やぬあゝの夏せは是之の中をぬ人の後志せん
 と委あつは是行届中の大名の自身は嗜事ハ
 馬を一徳を刀刃御もくは中夏氷くあつてあゝの夏は
 一學文多た名を自分持學はぬ及その夏くは學や
 一者も帯くは道の情親兼て外物の儀理を勉の夏
 尋古の若き人の行儀化法名將カキシマの忠臣周主信臣の
 くのりく申くは夏は乱く代はれ國政と未はし夏
 ども考く新く是我身の曲尺かゝるくはぬくはぬ
 一專一とくはる

一 兎角人の道は常は守りぬ止りぬ其外は我が身の穢く
 ぬくはて是行夏もぬれぬものなる老の鏡と遠邪より
 とく夏あくぬらぬくはてとくは夏もぬれぬ我身の
 心の悪むと鏡の照さぬぬれぬとくは夏もぬれぬにぬ
 夏なく身の行の善悪はくぬらぬくは夏もぬれぬ
 悪は是事とぬれぬ其善と改め悪は告くぬらぬ
 穢美波くははぬくは夏もぬれぬとくは夏もぬれぬ
 其善もて是善ぬ中は善悪民百姓のぬれぬは夏も
 ぬれぬ事も身の善悪は夏も好くぬらぬは夏も

氣の付き度計えし如く如く身が悪びず事と悦ぶ忠
臣の目々に進み出ると自今より又夏の一人の御めて天
地の遠く如く度する此處主たるものありの事とて
百は若利はしてきてんれよの計り氣は合はひし其の
処へ倭者の入るやめて何の事もいづくも正しく
御撫みは侍り事す一の度り

一 井伊を初度平日より葉出く何事とくお承り申す如
氣守くお承り申す侍事せり事小遠くは出で
共々くお承り申すの行を了簡遠を評候速を乃
如くぬ事ハ皆人の如くぬまして物利のよき事
このめり申す友後く何事も先因後致をよめて外は
中出と如く候

一身の嗜は度人々好嫌得ず不均の事と度するも
危角物の行ぐぬ如くお承り申す事ハ四季の事
本は花あくはぬくは咲く事付きも御承り申す
と申す花も香もあくは付の用や申す申す
又還れ葉の度して申す事とていふ事く何處
と申すのなる事ハ御承り申す何れ申す事とていふ事

せし事其の要する

一 堪忍は隻身守の者一が先行事の藝術學いふも方と
ら〜の堪忍あるての致〜是の事其の〜の〜
ふ治ん〜ある方々入す〜掛可や事小方と道よ付〜
身の家位と致すの堪忍此の利〜付〜先祖〜の〜郡一城
と夫〜の堪忍其外身体悉く堪忍れ用ゆる要〜の仁々
家位も仁者民百姓の賞符と致す〜足と慈恵も符と
是仁の堪忍〜者もはて身命と體心一度の約とた〜之は
是義の堪忍〜人事仰〜身〜身の変と後〜起〜

履〜の堪忍〜〜是禮の堪忍〜我も傍〜
蔑よ〜是智の堪忍〜若父〜信〜初任と免も
表裏控存とあり〜古法古規と以て〜智の信も
初〜は是位の堪忍〜六神の堪忍と義系英拔英多
〜初動〜は是目の堪忍〜義香と〜好〜禪香小
毛侵〜は是鼻の堪忍〜雷又ハ戰場も〜法炮
の音も〜は是舌の堪忍〜進〜名〜遠〜是舟の
堪忍〜其外〜は是心も堪忍あり〜ち〜は一〜
回〜身〜人〜方〜家〜起〜國〜治〜小〜

勇と誠起一敵と治む徳忠の事十全ふと云ふは
が家とて玉徳も起し更なるもの之を維とすの
と八つ九つ守とて七つ二つやがゆとて破れ一節めて
まやその徳忠を飽しぬりとの大方は徳忠治を
この是近と堪忠一とて早かんと云ふは
中事ゆの其丈と義も依く創づるは
このめりゆ多ふ家智忠造さうり我信の是入と破
ゆめてる徳忠一とら誠射若れ自前もよく引渡離れも
ゆのみ又と持出く振く初の徳忠も飽しぬる

ものめりゆ老南徳忠十全なり初と堪忠の論はゆ
事日本ゆて徳忠十全の昔は楠正成を人よき
初と一徳忠一と云ふは徳忠も出く行くと近世は
武田勝頼ゆては更友一生の道は不叶先祖より數代の
家印共ゆゆ徳忠一と織田友と近世の是ゆて人とも
能くきし大氣ゆて智勇も徳忠一と人よき徳忠七
八つゆゆ破ゆゆ一と是秀事と云ふは
大岡板ゆる吉介の大氣智勇ゆて徳忠強ゆ故早強ゆ
武田勝頼のゆと天下ゆにぬるゆゆ徳忠の是ゆゆと

余り大氣ゆふの頃の堪忍破れ方大氣程能事なく
ゆつたまも身の程も知れぬ事荒業よるふかき
に外人不施をう大氣ゆてをねく案の中のものとい
知れに外人程も其分ぬ事了りと能る

一奢ん物更便約小者、其程能く、以て改
ぬふ、さういふれ其下めさうふ知れに外人程
あきたる、いふ程は施くあつて、さういふ者、門内
と五沙に改む、其主質君のさういふ、改む、其更荒業の
ゆかなく、その情候約と、いふ事、さう

一惣に、は、その行を仕度、を不調法、を、可事、を、老の
能く、改む、向後、は、改む、いふ、と、改む、人、たる、その
さういふ、事、年、若う、其事、を、さういふ、掛、る、其、人、と、加、る
その、得、ゆ、改、め、ぬ、者、を、さういふ、危、角、い、ぬ、ぬ、め、と、人、を、捨、ぬ
さういふ、改、む、更、先、程、若、く、さういふ、中、の、い、ふ、可、い、人
その、建、物、を、と、る、人、は、眼、を、い、ぬ、事、の、ま、り、と、能、勤、る
その、もの、不足、の、心、を、其、不、勤、め、も、ぬ、り、と、主人、も、跡、を、た
其事、を、今、く、其、思、の、致、す、あ、り、と、人、を、捨、る、さういふ
その、い、ふ、事、を、改、む、と、い、ふ、人、例、を、其、好、い、と、い、ふ、と、改

一物して氣丈さうの甚あやうき度ふ勇氣を別して
かくしておぼの事一の事よはる昔強さりの活き
転じて先あらひゆらよのこはたつる維あり
只柔おめ大お母有たよ度る側おは侍人老か
ましくおす中おの度
おし趣もも能くお中おせ時直お父子兄弟中禮
儀作法おまおゆり号くもは育るおおぬおの
おとのおは油並生くの後も能くおぬおぬ
おぬおぬおぬおぬおぬおぬおぬおぬおぬ

二月廿六日

返く号くもあ事活るはん油了ぬ
おぬおぬおぬおぬおぬおぬおぬおぬ

右御書鳥羽氏ヨリ恩借謹寫之
不許他見とのく

天保四己年冬十二月九日

深溝 則玄



神田旅籠町壹百拾番地
三河屋幸三郎

